

川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の趣旨

市とネーミングライツパートナーが連携・協力することにより、施設のさらなる魅力の向上を図るとともに市有財産の有効活用を目的に、川崎市動物愛護センター諸室へのネーミングライツパートナーを募集します。

2 募集対象諸室及び所在地

「川崎市動物愛護センター」（所在地：川崎市中原区上平間 1 7 0 0 番地 8）内の別表の 8 諸室中、以下 6 諸室

No.	階	諸室名	面積 (m ²)	目 的
1	2	学習コーナー	8 1	動物に関する図書などを自由に読むことができるコーナーです。
2	2	行動観察室 (犬)	1 1	家庭での暮らしをイメージしながら、犬と新しい飼い主さんの相性をみる部屋です。
3	2	手術室	1 9	ケガをしている動物の治療やいろいろな手術を行う部屋です。
4	3	行動観察室 (猫)	1 2	家庭での暮らしをイメージしながら、猫と新しい飼い主さんの相性を見る部屋です。
5	3	研修室	1 2 6	各種教室や研修会を行う部屋です。
6	3	猫との集いのエリア	2 1	猫の行動を観察し、それぞれの個性を知ること、猫と新しい飼い主さんが出会う部屋です。

3 ネーミングライツの範囲

- (1) 諸室の愛称として、法人の名称や商品名（ブランド名）等を付することができます。
諸室の愛称を募集するものであり、正式な諸室名称を変更するものではありません。
- (2) 川崎市動物愛護センター諸室のネーミングライツパートナーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。
- (3) 愛称による諸室名称看板等を調整の上設置できます。
- (4) パンフレットや川崎市のホームページ等に愛称を記載します。

4 名称変更に伴う役割と費用負担

名称変更に伴う役割と費用負担については、次表のとおりとします。

区分	川崎市等	ネーミングライツパートナー
看板表示の変更 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○ } ※2
本市作成のパンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更 ※3	○	
応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1 新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 ネーミングライツ料の他に別途ご負担いただきます。

※3 印刷物については、次の改訂時に変更します。

5 ネーミングライツ料

年額30万円以上（消費税及び地方消費税込）

なお、施設の魅力向上提案のうち金額換算できるもの（製品等の提供）についてもネーミングライツ料とみなします。ただし、製品等の提供により、設置費用が発生する場合は、設置費用も負担いただく提案であることを条件とします。

6 契約期間

契約の日から3年間以上

※ 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。

7 愛称付与に関する条件

- (1) 本施設の諸室の用途に即した愛称としてください。
- (2) 川崎市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。また、正式諸室名を併記させていただくことがあります。
- (4) 動物愛護センターの業務等へ支障があるような愛称を付することはできません。

8 募集期間

随時募集

9 応募資格

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人が対象です。
- (2) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者、その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認める業種・事業者でないこと。
※ 別添資料「川崎市広告掲載要綱」、「川崎市広告掲載基準」参照
- (3) 応募者の本社・本店所在地は、川崎市内外を問いません。

10 応募書類

- (1) 川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツ申込書【様式1】
- (2) 契約相手方の条件に関する確約書【様式2】
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式3】
- (4) 印鑑証明書（法人の代表者印）
- (5) 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
- (6) 直近3ヵ年の財務状況を示す資料
- (7) 前年度の納税証明書（国税（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」、川崎市税（法人市民税）））
- (8) 会社概要（パンフレット等可）
- (9) 業務上必要となる許認可証等の写し

11 応募方法

応募書類に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて「16 お問合せ先」まで提出してください。募集期間中は随時受付いたします。

※ 持参の場合は、日曜日から木曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までにお越しください。（ただし、正午から午後1時までは除く）

12 質問方法

応募に関して質問がある場合は、「川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー質問書【様式4】」を「16 お問合せ先」までEメールで提出してください。Eメールによる質問は、タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載します。

13 選定方法

募集締切り後、川崎市が設置する選定委員会において、経営状況、法人の理念、希望名称、金額、契約期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権を付与する法人を決定します。

その後、優先交渉権者との契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的に契約を交わします。優先交渉権者との間で契約合意の可能性がないと市が判断した場合は、交渉を打ち切り、次点候補者との契約交渉を行うものとします。

なお、選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。また、選定結果の公表は、優先交渉権者として選定された団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ市のホームページに掲載して公表することとし、これ以外の事項に関するお問い合わせには応じられません。

14 その他

- (1) ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。
- (2) ネーミングライツパートナー決定後に、ネーミングライツパートナーが「応募資格」に掲げる要件を欠くこととなった場合、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市はネーミングライツパートナーの取消しまたは契約の解除をすることができるものとします。

15 様式・添付資料

- (1) 川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー申込書【様式1】
- (2) 契約相手方の条件に関する確約書【様式2】
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式3】
- (4) 川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー質問書【様式4】
- (5) ネーミングライツ募集に係る施設情報
- (6) 川崎市広告掲載要綱
- (7) 川崎市広告掲載基準

16 お問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター
〒211-0013 川崎市中中原区上平間1700番地8
電話：044-589-7137
FAX：044-589-7138
e-mail：40dobutu@city.kawasaki.jp

別表

川崎市動物愛護センター 諸室仕様一覧

No.	階	諸室名	面積 (m ²)	目 的
1	1	適正飼養啓発室	7 3	犬・猫の正しい飼い方教室や動物たちが新しい家族と出会う譲渡会などを行う部屋です。
2	2	学習コーナー	8 1	動物に関する図書などを自由に読むことができるコーナーです。
3	2	行動観察室 (犬)	1 1	家庭での暮らしをイメージしながら、犬と新しい飼い主さんの相性をみる部屋です。
4	2	手術室	1 9	ケガをしている動物の治療やいろいろな手術を行う部屋です。
5	3	行動観察室 (猫)	1 2	家庭での暮らしをイメージしながら、猫と新しい飼い主さんの相性を見る部屋です。
6	3	研修室	1 2 6	各種教室や研修会を行う部屋です。
7	3	猫との集いのエ リア	2 1	猫の行動を観察し、それぞれの個性を知ること、猫と新しい飼い主さんが出会う部屋です。
8	3	譲渡猫室	4 2	新しい飼い主さんを待っている猫が生活する部屋です。